

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00441328

2025年4月23日

発信課	市民生活部市民生活課市民生活係
担当者	中條
連絡先	電 話 25-5150／内線3541
	F A X
	E-mail shiminseikatsu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 ☐
日 程	令和7年5月1日 10時00分 ～ 令和7年5月1日 16時00分
発表項目 (行事名)	憲法記念行事「市民無料法律相談会」
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	内容： 5月3日の憲法記念日及び5月1日～7日の憲法週間を記念し、 旭川弁護士会の弁護士が無料で法律相談を行います。 (事前予約制・相談時間は20分以内) 日時： 令和7年5月1日(木) 午前10時～午後4時 場所： 市民相談センター (旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階) 予約先： 4月30日(水)までに市民相談センターへ (電話番号0166-26-1998) その他： 旭川弁護士会及び旭川市の共催
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

憲法記念行事「市民無料法律相談会」の概要

1 市民無料法律相談

弁護士が、日常生活上生じる悩みごとに対して、解決のためのアドバイスをしています。

- (1) 相談は1事件につき1回です。
- (2) 相談時間は1回20分以内です。

2 市民無料法律相談を受けるには、事前に受付時間の予約が必要です。

- (1) 市民無料法律相談は予約制です。
- (2) 予約は電話又は窓口で行ってください。
- (3) 受付時間の指定はできません。
- (4) 予約の際、住所、氏名、連絡先、相談内容を確認しています。
- (5) 予約をキャンセルする場合は、必ず連絡してください。

3 相談当日は、予約した時間までに受付してください。

- (1) 受付後、相談を受けるまで待ち時間があります。
- (2) 予約の時間はあくまで目安ですので、前の相談者の相談時間によって、待ち時間が長くなったり短くなったりします。

4 その他注意事項

- (1) 相談は原則面接により行います。
- (2) 相談者本人の事件についての相談とし、原則として代理人による相談は受けておりません。
- (3) 市民無料法律相談では、問題解決のための助言のみを行います。事件の解決はしません。
- (4) 相談弁護士に仕事の依頼をすることはできません。
※当初から事件の解決を目的としている方は、市民無料法律相談ではなく、個々の弁護士に直接依頼してください。
- (5) 未成年者による相談は受けておりません。

予約及び問合せ

電話番号 0166-26-1998

受付時間 平日（祝日を除く月～金曜日）の午前8時45分～午後5時15分